

第一種施設の対象となる施設

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の方、患者、妊婦等）が主に利用する学校、病院、児童福祉施設、介護老人保健施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等が該当します。

対象施設

■ 学校等関係

小、中、高等学校、保育所、幼稚園、各種養成施設、専修学校、大学など
※各種学校の届出のない予備校、フリースクールは第一種施設に該当しません。

■ 医療提供施設

病院、診療所、助産所、薬局、施術所、介護医療院 など

■ 児童福祉施設等関係

認定こども園、介護老人保健施設、難病相談支援センター、児童福祉施設、母子健康包括支援センター など

■ その他

少年院及び少年鑑別所 など

■ 行政機関の庁舎

国及び地方公共団体には、住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要です。これに該当する施設は、行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限り、政策や制度の企画立案業務が行われている施設のことをいいます。※独立行政法人や地方独立行政法人は「第一種施設」に該当しません。

<規制の適用除外>

居住又は宿泊を行う私的な利用の場所については、「人の居住の用に供する場所」として、法・条例規制の対象外です。
(例) 職員寮の個室、入所施設の個室の場所等。

第一種施設の規制内容

2020年4月～敷地内全面禁煙【条例】（2019年7月～敷地内禁煙）

- 屋内は全面禁煙です（喫煙設備を設けることはできません）。
- 敷地内（屋外含む）に喫煙設備を設けないよう努めて下さい。

例外措置について

例外として、主に療養を中心とする施設（精神科、終末期医療を提供する病院）など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することが可能としています。

<特定屋外喫煙場所の設置要件>

第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な以下の措置がとられた場所のことをいいます。

- ①喫煙をすることができる場所が区画（喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することが必要。例えばパーテーションや線を引く等による区画）されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所（例えば建物の裏や屋上等）に設置すること。

施設管理者の責務

■ 喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。【違反時の罰則：50万円以下の過料】



■ 喫煙者への喫煙の中止等の要求

喫煙禁止場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。【努力義務】

